

西宮市公共施設保全積立基金条例施行規則

(平成26年10月27日)

(西宮市規則第31号)

(趣旨)

第1条 この規則は、西宮市公共施設保全積立基金条例（平成26年西宮市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定める。

(処分)

第2条 条例第4条に規定する規則で定める修繕等は、次に掲げる修繕等（市長が別に定める公共施設に係る修繕等を除く。）とする。

- (1) 計画的な修繕等で、国又は県から交付される補助金等の対象とならないもの
- (2) 災害等による損壊を原因とする修繕等で、緊急性又は重要性が高いもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める修繕等

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。